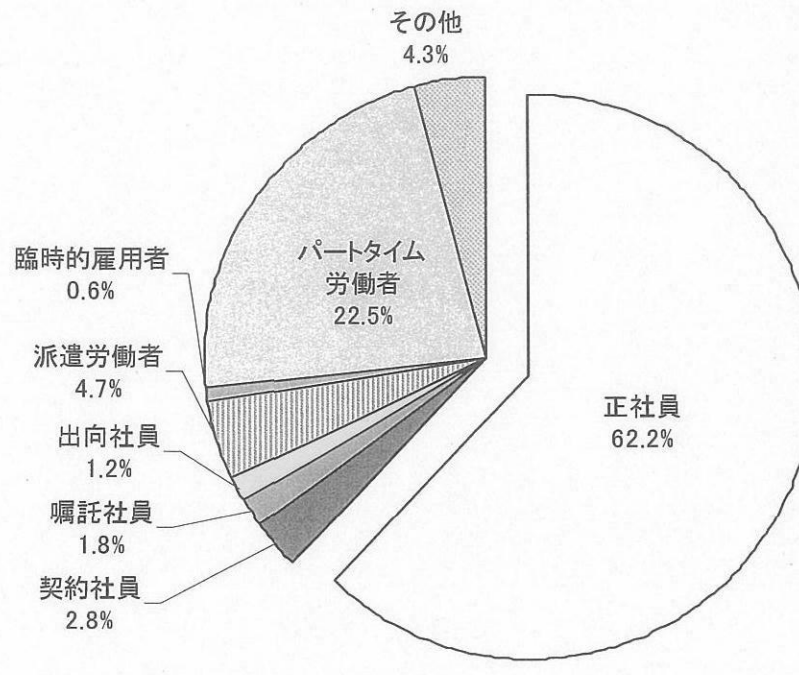


## 労働者の就業形態（労働者割合）

- 全労働者のうち正社員以外の就業形態の労働者の占める割合は、平成19年調査において、約4割弱（37.8%）となっている。

正社員以外の  
労働者  
(37.8%)



(本調査における各用語の定義)

【正社員】

雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員

【契約社員】

特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者

【嘱託社員】

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者

【出向社員】

他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。

【派遣労働者】

労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されてきている者

【臨時的雇用者】

臨時的又は日々雇用している労働者で、雇用期間が1か月以内の者

【パートタイム労働者】

正社員より1日の労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1か月を超えるか又は定めがない者

【その他】

上記以外の労働者で雇用している者

(平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果の概況)